

様式 2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号(規制)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)						
5005A	5005001			z17001	環境省	温泉法第2条、第13条	温泉法第2条に規定された温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない(同法第13条第1項)。	c	-	温泉法における「温泉」の定義とは、地中から湧き出す温泉水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)で摂氏20度以上の温度又は法に定める物質を含有するものをいう。温泉法では、自然資源の一つである温泉を保護しその利用の適正を図るとの趣旨を踏まえ、この「温泉」は、自然物として自然状態に存在する形態を指しており、貴重型にある「濃縮温泉水」のように温泉の水分を人為的に蒸発させるなどの製造が行われたものについては本法に定める温泉には含まれない旨は、既に回答済みである。なお、貴重型中「タンクローリー」による輸送行為についても、人為的な性状変更が認められるとの指摘があるが、タンクローリーによる輸送行為は、タンク内部の状態等により温泉成分の変化が認められる場合もあると考えられるが、温泉資源そのものを加工しているわけではなく、温泉資源が自然状態に存在する形態の範囲内での成分が変化しているに過ぎない。温泉法は第1項の趣旨は、温泉から湧き出した自然物である「温泉」については、人体に有害なものを含むものもあることから、公共の浴用等に供する場合には許可を付し、もって国民の生命・身体・安全を確保することにある。加工を加えた入浴剤類の製品であると考えられる濃縮温泉その他の温泉を材料としている製品に関しては、製品の表示や公衆浴場での利用について、他法律等によって規定され、安全性については担保されていると考えられており、あえて温泉法における規制の対象(規制強化)とする必要はないと考えている。			温泉法における「温泉」の定義とは、「地中から湧き出す温泉水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)」で摂氏20度以上の温度又は法に定める物質を含有するものをいう。温泉法では、自然資源の一つである温泉を保護しその利用の適正を図るとの趣旨を踏まえ、この「温泉」は、自然物として自然状態に存在する形態を指しており、貴重型にある「濃縮温泉水」のように温泉の水分を人為的に蒸発させるなどの製造が行われたものについては本法に定める温泉には含まれない旨は、既に回答済みである。なお、貴重型中「タンクローリー」による輸送行為についても、人為的な性状変更が認められるとの指摘があるが、タンクローリーによる輸送行為は、タンク内部の状態等により温泉成分の変化が認められる場合もあると考えられるが、温泉資源そのものを加工しているわけではなく、温泉資源が自然状態に存在する形態の範囲内での成分が変化しているに過ぎない。温泉法は第1項の趣旨は、温泉から湧き出した自然物である「温泉」については、人体に有害なものを含むものもあることから、公共の浴用等に供する場合には許可を付し、もって国民の生命・身体・安全を確保することにある。加工を加えた入浴剤類の製品であると考えられる濃縮温泉その他の温泉を材料としている製品に関しては、製品の表示や公衆浴場での利用について、他法律等によって規定され、安全性については担保されていると考えられており、あえて温泉法における規制の対象(規制強化)とする必要はないと考えている。			温泉法における「温泉」の定義とは、「地中から湧き出す温泉水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)」で摂氏20度以上の温度又は法に定める物質を含有するものをいう。温泉法では、自然資源の一つである温泉を保護しその利用の適正を図るとの趣旨を踏まえ、この「温泉」は、自然物として自然状態に存在する形態を指しており、貴重型にある「濃縮温泉水」のように温泉の水分を人為的に蒸発させるなどの製造が行われたものについては本法に定める温泉には含まれない旨は、既に回答済みである。なお、貴重型中「タンクローリー」による輸送行為についても、人為的な性状変更が認められるとの指摘があるが、タンクローリーによる輸送行為は、タンク内部の状態等により温泉成分の変化が認められる場合もあると考えられるが、温泉資源そのものを加工しているわけではなく、温泉資源が自然状態に存在する形態の範囲内での成分が変化しているに過ぎない。温泉法は第1項の趣旨は、温泉から湧き出した自然物である「温泉」については、人体に有害なものを含むものもあることから、公共の浴用等に供する場合には許可を付し、もって国民の生命・身体・安全を確保することにある。加工を加えた入浴剤類の製品であると考えられる濃縮温泉その他の温泉を材料としている製品に関しては、製品の表示や公衆浴場での利用について、他法律等によって規定され、安全性については担保されていると考えられており、あえて温泉法における規制の対象(規制強化)とする必要はないと考えている。			温泉法における「温泉」の定義とは、「地中から湧き出す温泉水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)」で摂氏20度以上の温度又は法に定める物質を含有するものをいう。温泉法では、自然資源の一つである温泉を保護しその利用の適正を図るとの趣旨を踏まえ、この「温泉」は、自然物として自然状態に存在する形態を指しており、貴重型にある「濃縮温泉水」のように温泉の水分を人為的に蒸発させるなどの製造が行われたものについては本法に定める温泉には含まれない旨は、既に回答済みである。なお、貴重型中「タンクローリー」による輸送行為についても、人為的な性状変更が認められるとの指摘があるが、タンクローリーによる輸送行為は、タンク内部の状態等により温泉成分の変化が認められる場合もあると考えられるが、温泉資源そのものを加工しているわけではなく、温泉資源が自然状態に存在する形態の範囲内での成分が変化しているに過ぎない。温泉法は第1項の趣旨は、温泉から湧き出した自然物である「温泉」については、人体に有害なものを含むものもあることから、公共の浴用等に供する場合には許可を付し、もって国民の生命・身体・安全を確保することにある。加工を加えた入浴剤類の製品であると考えられる濃縮温泉その他の温泉を材料としている製品に関しては、製品の表示や公衆浴場での利用について、他法律等によって規定され、安全性については担保されていると考えられており、あえて温泉法における規制の対象(規制強化)とする必要はないと考えている。	株式会社 ヒロ	1	A	適正で正確な倍率に濃縮され、水で希釈すれば元の温泉成分に戻るいわゆる「濃縮温泉水」を温泉法に基づき温泉と同等に取り扱ってほしい。		1 正しく加工された「濃縮温泉水」は、性状の変更はほとんどないで温泉法に基づく温泉として認められるべきである。 2 正しく加工された「濃縮温泉水」が温泉法に基づき温泉ではないとされれば、湧出量が少なくなったり、湧出する温度が高温であり大量に加水された温泉・過循環し、7日間も連続再利用する温泉水、タンクローリー需給による温泉は、温泉法に基づく温泉として認められるべきではない。	1 各所に湧出する天然温泉水を現地若しくは濃縮加工工場において、濃縮加工し、浴用および化粧用(供し、温泉療法等を行うための浴用温泉水としてコンパクトにし、輸送コストを下げ、求められる温泉地の温泉を全国各地から客先に届けようとする。) 2 要望事項が実現した場合は、適正な管理体制の基にこだわりを持った正しい「濃縮温泉水」を加工し、湧出する天然温泉に限りなく近い「濃縮温泉水」とする。	1 現状の温泉地の温泉は、温泉法に基づく温泉とされているが、その実態は余にも大差がないとされているが、その根拠を明確にお示しいただきたい。 2 環境省は、極度の加水、温泉水の再利用については性状の変更がないとされているがその根拠を明確にお示しいただきたい。 3 環境省は、複数の温泉井戸の温泉水を混合しても性状の変更はないとされているが、『濃縮温泉水』は環境省の検証も求めないまま性状の変更が大きいとしている。	温泉法 公衆浴場法	1 環境省は、『濃縮温泉水』に関して「製造」と称し、且つ性状の変更が大きいとされているが、その根拠を明確にお示しいただきたい。 2 環境省は、極度の加水、温泉水の再利用については性状の変更がないとされているがその根拠を明確にお示しいただきたい。 3 環境省は、複数の温泉井戸の温泉水を混合しても性状の変更はないとされているが、『濃縮温泉水』は環境省の検証も求めないまま性状の変更が大きいとしている。
5021A	5021001			z17002	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条	廃棄物を取り扱う場合は、リサイクルに則り行う必要がある。	c	-	使用済の空気清浄器が産業廃棄物に該当する場合には、ご要望の行為は廃棄物の処理とみなされ、廃棄物の処理の許可が必要となることである。			C	-	産業廃棄物処理業の許可の要件においては、廃棄物処理法第14条第5項第1号において、「申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」と規定しており、廃棄物処理法施行規則第10条第2号において経理的基礎を申請者の能力に係る基準として位置づけていることである。当該規定は、廃棄物が人に「ごんざい」に扱われる物であるという性質をかんがみ、確実に適正処理を行うことが可能である者についてのみ許可を付与することを目的として設けられている。 使用済の空気清浄器が産業廃棄物に該当する場合には、ご要望の行為は廃棄物の処理とみなされるが、廃棄物処理業の許可を取得すれば当該物のリユースやリサイクルを行うことは可能であり、そのことが3Rを阻害することに結びつくものではない。	池本勝彦	1	A	使用済空気清浄器の収集、運搬、処分規制の撤廃	使用済の空気清浄器を再生し、資源の有効活用と、ゴミの減量を目指す。具体的には、全国の自動車ディーラーや自動車整備業者等によって廃棄されている使用済空気清浄器は、これら廃棄された使用済の空気清浄器を回収して、再利用することを可能とする。	自動車用空気清浄器は、取替部品として一定期間、あるいは一定の距離を走行しているうちに徐々に汚れがひどくなって、使用不能となり交換するようになっている。交換して使用済みとなった空気清浄器は、廃棄物として処理される。この廃棄された空気清浄器を回収して再生し、再利用、再使用することは、資源の有効活用及びゴミの減量につながる。更に、濾過と同時に空気を改質させる機能を併せ持つ素材を濾過紙を取り除いた部分に取り付けることで、その空気清浄器を通過する空気が改質される。その結果、気筒内での燃焼効率が向上するため、燃費が良くなったり、排気ガスがきれいになったりして二酸化炭素の排出も低減する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第1条 再生資源の利用の促進に関する法律 第1条							
5022A	5022001			z17003	内閣官房、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	環境省においては、既に平成14年7月より売掛債担保融資保証制度を利用する場合の債権譲渡特約の部分解除について実施済み	d	-	平成13年12月17日付中小企業庁からの依頼により対処済み						民間企業の国・地公体等の公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。	社団法人 第二地方銀行協会	1	A	民間企業の国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等の公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。	国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売掛債担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達を阻害している。								
5025B	5025001			z17004	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等	廃棄物の処理について、収集運搬又は処分に係る基準、施設設置に係る基準及び業許可に係る基準による制度的な管理が行われている。	c	-	御要望の内容が、廃棄物処理法上のいかなる規制についていかなる措置を求めているのか必ずしも明らかではないが、一般に、廃棄物はごんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じることがある。したがって、一般廃棄物である焼却灰の処分を行う以上は、これらの基準を満たす必要があるが、規制を緩和することは適当でない。 なお、御要望の内容の③については、地方公共団体が実施する事業の実施に係る要望であると見受けられるため、当省はお答えする立場にはないと考えられる。					①最終処分場に埋立てられる一般廃棄物焼却灰を中間処理施設で薬剤により無害安定固化して骨材に再生することを要望する。②無害化処理された焼却灰の養生保管場所として自然の窪地または峡間或いは荒地等の平坦地を利用することに対して規制を設けないことを要望する。③自治体が所管する一般廃棄物焼却灰の再生骨材を市町村管轄工事に使用することを要望する。	株式会社 シンギヤ	1	B	一般廃棄物焼却灰を無害安定固化して骨材に再生する	①焼却灰の無害化処理は中間処理施設で焼却灰と薬剤を適量配合し水を付加して十分に混練りしモルタル状にして型枠容器に充填し養生固化する。但し、養生初期は雨に濡れると泥状化するため型枠容器には移動用テントで覆う必要がある。②無害安定固化剤は平成9年度の環境庁の廃棄物無害化処理に関する技術で審査評価された「焼却灰の無害安定固化剤」の薬剤を使用する。③骨材の必要強度は薬剤の配合量の多寡により調整できるが重金属の溶出を抑える最小限は必要である。それ以上付加しても経済的に負担が掛かるだけであり、二次製品化を望む場合は薬剤を増量するか或いはズリ等を配合して強度増を図ることはできる。	①骨材の大半は天然の岩盤或いは河川石を破砕して生産するのが現状である。しかしながら、自然環境の保護などで天然骨材は減少の傾向にあり将来的には枯渇する時代も想定しなければならない。そうした時代を予測すれば焼却灰再生骨材は貴重な資源であり大量の備蓄が必要となる。②再生骨材は天然石材或いは路床材等の基準強度を満たし、天然石材に比較して見出し比重が小さいため地盤の弱い地域での適応性が高い。③焼却灰の再生は最終処分場の環境負荷削減に寄与し処分場の延命策ともなる。④焼却灰骨材の生産コストは、焼却灰を最終処分場に埋立てる現行処分費以内で実施できることから、破砕だけの低コストで出荷でき将来的にも骨材コストが高騰することなく安定した供給ができる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和46年政令第30号)	具体的事業の実施内容別紙 ①焼却灰再生骨材の製造プロセス図②焼却灰骨材の成分計量試験表						





要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望種別(規制)	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)					
5064A	5064002			z17013	環境省	○大気汚染防止法第19条第1項 ○「自動車排気ガスの量の許容限度」(告示)	排ガス規制強化の方針については中央環境審議会で審議した後、答申された内容を踏まえて告示等の改正作業を実施している。	e	-	中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第八次答申)」において平成21年からの新しい許容限度目標値(ポスト新長期規制)について提言された。また、挑戦目標値も同答申において提言され、平成20年頃に技術検証を行い、大都市地域を中心とした大気環境の改善状況、局地汚染対策などによる環境改善の可能性、CO2低減対策との関係を考慮しつつ必要に応じて定めるとされているところであり、今後中央環境審議会において審議されることから「挑戦目標値」を規制値として定めることは時期尚早である。		e	-	以下要望者意見を踏まえて、再検討された。 「平成18年11月22日に開催された中央環境審議会大気環境部会自動車排ガス小委員会において、『今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(検討案)』(以下「検討案」という。)が示された。 検討案では、「単体対策による窒素酸化物及び粒子状物質の削減効果が最も高いことに鑑み」、①「自動車製作者は、新長期規制よりも一層排出ガスレベルを低減させるとともに、平成21年規制適合車についてもできる限り前倒しで市場に投入できるよう努めるべき」、②「国、地方公共団体は、…自動車製作者の開発努力を後押しすること」、が示されている。 検討案で示された主旨からも、自動車製作者による排出ガスレベルがより低い自動車の早期開発を促すために、挑戦目標値を早期に規制値として定められたい。」	東京都	2	A	自動車排出ガスに係る新車対策	新車対策の実施	平成18年12月20日に開催された中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会において検討が行われている。「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について(最終報告案)」(以下、「最終報告案」という。)では、単体対策のあり方について、「中央環境審議会第八次答申」とおり、対策効果等を見極めつつ、必要に応じて、新たな排出ガス許容限度目標の設定に関する検討が必要である。」とされている。 挑戦目標値の検討については、最終報告案に示されているとおり、中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第八次答申)」に基づき、平成20年頃に技術検証を行い、大都市地域を中心とした大気環境の改善状況、局地汚染対策などによる環境改善の可能性、CO2低減対策との関係を考慮しつつ必要に応じて定めることとしたい。	東京都	2	A	自動車排出ガスに係る新車対策	新車対策の実施	ポスト新長期規制の実施に当たり、「挑戦目標」と位置づけている窒素酸化物の目標値を早急に規制値として定めること。 (ポスト新長期規制・中央環境審議会第八次答申により、平成21年に予定されているディーゼル自動車排気ガス規制)	首都圏の一部三県では、平成15年10月1日から条例によるディーゼル規制を実施し、八都府県市で連携協力してディーゼル車対策に取り組んでいる。都における平成17年度大気監視結果では、浮遊粒子状物質の濃度は昭和48年度の測定以来、初めて全測定局で環境基準を達成したが、幹線道路沿いに残る二酸化窒素の高濃度汚染は依然として深刻な状況にある。については、ディーゼル車等の自動車交通等に起因する東京の大気汚染の早期改善を図ることを目的に要望する。	○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法 ○大気汚染防止法	